

佐賀市上下水道局工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀市上下水道局が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めることにより、工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の契約金額が200万円以上の工事とする。ただし、検査監が認めるものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般監督員 佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第106条第1項の規定により工事ごとに命じられて監督の職務に従事する職員、又は佐賀市上下水道局建設工事監督要領第3条第2項に定める者
- (2) 主任監督員 一般監督員が所属する係の係長（政策主査及び専門官を含む。）以上の職にある者、又は佐賀市上下水道局建設工事監督要領第3条第2項に定める者
- (3) 検査員 佐賀市上下水道事業工事検査実施規程（佐賀市上下水道事業管理規程第25号）第3条第1項第1号に規定する専門検査員又は同項第2号に規定する指定検査員

(評定の方法)

第4条 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、工事ごとに独立して的確かつ公正に行う。

- 2 評定の結果は、工事成績採点表（様式第1号）に記録する。
- 3 評定にあたって考査する項目は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等及び法令遵守等とする。
- 4 各考査項目の評価は、別に定める考査項目別運用表、「施工プロセス」チェックリストを活用して行うものとする。
- 5 創意工夫、工事特性及び社会性等の考査項目について、受注者は実施状況を記載した書面を提出することができるものとし、提出があった場合はこれを考慮し評価する。
- 6 既済部分検査（完済部分）の場合は、一般監督員、主任監督員及び検査員が各々評定を行い、完了の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い評定する。
- 7 前各項の規定により評定を行ったときは、検査員は、水道事業に係る工事の結果については検査監及び技術管理者を、その他工事の結果については検査監を通じて佐賀市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

(評定の時期等)

第5条 一般監督員及び主任監督員の評定は、工事が完了したとき、検査員の評定は、完成検査が終了したときに行うものとする。

2 完成検査の結果、当該工事に手直し等が生じることになった場合、手直し等を実施した後の再度の評定は行わないものとする。

(評定結果の通知)

第6条 管理者は、検査員から完成検査の結果報告等がなされた後、速やかに、当該工事の受注者に対して、評定結果を工事成績評定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 管理者は、前条の規定による通知をした後において、必要があると認めるときは、当該通知に係る評定を修正するものとし、その結果について、遅滞なく、当該修正した評定に係る工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前2条の規定による通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、管理者に対し評定の内容について説明を求めることができる。

2 管理者は、前項の説明を求められたときは、速やかに、工事成績評定に係る説明書(様式第3号)により回答するものとする。

(再説明請求等)

第9条 前条第2項の規定による回答を受けた受注者は、当該回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、管理者に対して再度の説明を求めることができる。

2 管理者は、前項に規定する再度の説明を求められたときは、佐賀市上下水道局指名競争入札参加資格審査委員会の審議を経て、工事成績評定に係る説明書により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第10条 第6条又は第7条の規定により通知を行った工事のうち、評定の結果が75点以上の工事について、当該通知書の写しの閲覧による方法により公表するものとする。

2 閲覧する場所は、財務課窓口とし、閲覧場所外に持ち出してはならない。

3 閲覧の開始は、第8条又は前条に規定する説明請求期間後、速やかに行うものとする。ただし、当該請求があった場合は、説明請求又は再説明請求の回答後に、速やかに行うものとする。

4 閲覧の期間は、当該通知書に係る工事が完了した日の属する年度の翌年度末までとする。

5 閲覧しようとする者は、工事成績評定通知書閲覧申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

6 原則として公表した工事成績評定通知書に関する説明請求は、受付けないものとする。

(補足)

第 11 条 この要領に定めのない事項については、検査監が別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に発注した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

検査監

様式第1号

工 事 成 績 採 点 表

工事番号		受注者名				現場代理人氏名						請負代金額											
工 事 名				工 期				～				検査完了日											
検査項目		一般監督員						主任監督員						検 査 員									
		所 属 職氏名 印						所 属 職氏名 印						所 属 職氏名 印									
項目	細別	a	b	c	d	e	評定	a	a'	b	b'	c	d	e	評定	a	a'	b	b'	c	d	e	評定
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																	
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																	
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0										+5.0	+3.5	+2.5	+1.5	0	-7.5	-15	
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0		+4.0	+3.0	+2.5	+1.0	0	-7.5	-15	c								
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0		+5.0	+4.0	+3.5	+2.0	0	-7.5	-15	c								
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-5.0	-5.0										+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-5.0	-5.0	0									+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	
	III. 出来ばえ															+5.0	+3.5	+2.5	+1.5	0	-5.0		
4. 工事特性	I. 施工条件等の対応※2							+ (16)				0			0								
5. 創意工夫	I. 創意工夫※3	+ (7)		0			0																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等							+10	+7.5	+5.0	+2.5	0			c								
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		0.0 点						0.0 点						0.0 点									
評定点(65+加減点合計)※1		① 65.0 点						② 65.0 点						③ 65.0 点									
評定点計		(① 65 点) × 0.4 + (② 65.0 点) × 0.2 + (③ 65.0 点) × 0.4 = 65.0 点																					
7. 法令遵守等※6								0 点															
評定点合計※7		(6. 評定点計 65 点) - (7. 法令遵守等 0 点) = 65 点																					
8. 総合評価 技術提案		技術提案履行確認※9						履行 不履行 対象外						評 価 D									
所見※5																							

※1 65点+1. ～3. の評定(加減点合計) + 4. ～6. の評定(加減点合計) = 評定点 各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。
※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、一般監督員からの報告を受けて主任監督員が評価するものとする。
※3 創意工夫は、工事特性の対応事項のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※4 4. 5. 6. は加減点評価のみとする。また、法令遵守等は減点のみとする。
※5 所見欄には改善を指導した項目について、客観的な根拠を示し簡潔に記載すること。
※6 各検査項目の採点は、検査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、一般及び主任監督員が行う。
※7 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。
※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は『不履行』を選択する。

検査監

様式第1号

工事成績採点表(公共建築工事)

工事番号		受注者名		契約金額(最終)		円		工事担当課																			
工 事 名				工 期		～																					
現場代理人		主任技術者又は監理技術者		工事完成の通知日		検査年月日																					
考 査 項 目		一般監督員								主任監督員								検査員									
		職氏名 印								職氏名 印								職氏名 印									
項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1		+0.5		0	-5	-10																			
	II. 配置技術者	+3		+1.5		0	-5	-10																			
2. 施工状況	I. 施工管理	+4		+2		0	-5	-10										+5	+3.5	+2.5	+1.5	0	-7.5	-15			
	II. 工程管理	+4		+2		0	-5	-10		+4		+2.5		0	-7.5	-15											
	III. 安全対策	+5		+2.5		0	-5	-10		+5		+3.5		0	-7.5	-15											
	IV. 対外関係	+2		+1		0	-2.5	-5																			
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4		+2		0	-2.5	-5										+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20			
	II. 品 質	+5		+2.5		0	-2.5	-5										+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25			
	III. 出来ばえ																	+5.0	+3.5	+2.5	+1.5	0	-5				
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応(※2)									0 ～ 16																	
5. 創意工夫	I. 創意工夫(※3)	0 ～ 7								0																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等(※4)									+10	+7.5	+5	+2.5	0													
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点								点								点									
評定点 (65点±加減点合計) (※1)		① 点								② 点								③ 点									
7. 評定点計		点 ※5 評定点割合 (① × 0. 4 + ② × 0. 2 + ③ × 0. 4)																									
8. 法令遵守等(※5)										0.0 点																	
9. 評定点合計(※6)		点 評定点計(点) + 8. 法令遵守等(0.0 点) = 0.0 点																									
所 見(※7)		一般監督員								主任監督員								検査員									

※1 65点±加減点合計とする。各評価者の評定点(①、②、③)は小数点第1位とする。なお、一般監督員及び主任監督員は、検査員の評価に先立ち、採点しておくこと。

※2 工事特性(施工条件等への対応)は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事に安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、一般監督員から報告を受けて主任監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4、※5 社会性等の評価では地域への観点から加点評価のみとし、法令遵守等は減点評価のみとする。評価は共に主任監督員が行う。

※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※7 所見欄には、改善を指導した項目について、客観的な根拠を示し簡潔に記載すること。

佐 水 財 第 号
年 月 日

御中

佐賀市上下水道事業管理者
(公 印 省 略)

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事完成と認め検査を終了しましたので、佐賀市上下水道事業工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知書を受け取った日から起算して 14 日以内（この期間には休日を含み、末日が休日に当たるときはその次の休日でない日が末日となります。）に、書面により、佐賀市上下水道事業管理者に対して説明を求めることができます。疑問に対する説明は、書面により郵送します。

契約番号

工事名

工期

成工検査年月日

合否の判定

評定の結果 _____ 点 ※評定点合計を四捨五入により整数とする。

評定結果の内訳

項目	細別	評定点	／	満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般		／	3.3 点
	II. 配置技術者		／	4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理		／	13.0 点
	II. 工程管理		／	8.5 点
	III. 安全対策		／	9.2 点
	IV. 対外関係		／	3.7 点
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形		／	14.9 点
	II. 品 質		／	17.4 点
	III. 出来ばえ		／	8.5 点
4. 工事特性（施工条件等への対応）	※加点のみ		／	6.5 点
5. 創意工夫	※加点のみ		／	5.7 点
6. 社会性等（地域への貢献等）	※加点のみ		／	5.2 点
7. 法令遵守等	※減点のみ			点
評定点合計			／	100 点
備考				

説明請求に関する問い合わせ先 〒849-8558 佐賀市若宮三丁目 6 番 6 0 号
佐賀市上下水道局 財務課
TEL 0952-33-1331

様式第 3 号

佐水財第 号
年 月 日

様

佐賀市上下水道事業管理者

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社より説明を求められました工事成績評定の内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 契約番号
- 2 工 事 名
- 3 回答内容

（問い合わせ先）

〒849-8558 佐賀市若宮三丁目 6 番 6 0 号
佐賀市上下水道局 財務課
TEL 0952-33-1331

令和 年 月 日

（あて先）佐賀市上下水道事業管理者

閲覧申請者
住所
法人又は氏名

工事成績評定通知書閲覧申請書

下記のとおり工事等評定結果の閲覧を申請します。

契約番号	
工事名	
閲覧理由	
通知年月日及び番号	年 月 日 佐水財第 号

【閲覧上の注意事項】

- ・資料は、指定場所（財務課窓口）で閲覧し、持ち出さないでください。
 - ・カメラ、スマートフォン等による資料の撮影は禁止です。
 - ・資料を汚損・破損・加筆・改ざんしなでください。
 - ・閲覧終了後は、所定の位置に戻してください。
- ※上記注意事項を確認し、これに同意いただき申請してください。